



＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会姫路支部

広報委員 大西竜浩

2026年1月1日施行「取適法」は 中小企業も注意が必要！

賃上げ原資の確保に向け「下請法」を改正

近年、原材料費やエネルギーコスト、労務費が急激に増加しています。「コストアップした分、商品やサービスの値上げをしたい」と考えるものの、取引先等との関係が気になり、なかなか価格転嫁できないという経営者も多いのではないのでしょうか。得意先が提示する取引条件をそのままのんでしまう一方、賃上げ機運の高まりと原資の確保の板挟みの状況にあります。

そこで、中小企業を含む全ての事業者が適切に価格転嫁等をできる取引環境の整備・定着を目的に、「下請法（下請代金支払遅延等防止法）」が改正され、「中小受託取引適正化法：取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）」に名称が変わります（2025年5月16日成立、26年1月1日施行）。それに伴い、価格交渉や支払い方法等に関する禁止行為、適用対象取引の追加、適用対象企業の拡大等が見直されました。主な改正内容は以下の通りです。

- 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止
- 手形払い等の禁止
- 特定運送委託の追加
- 従業員基準の追加
- 用語の見直し

「取適法」の詳細は
こちら



公正取引委員会
ホームページ

中小企業も「委託事業者」になる可能性も

「従業員基準」が追加されたことで、今後、中小企業は委託者と受託者のどちらの立場にもなる可能性があります。違反行為があった場合の罰則規定（50万円以下の罰金等）も定められています。今のうちから取適法の概要をつかむとともに、以下の対応をしておきましょう。

- 取適法対象となる取引・取引先の確認
- 必要な書面等の準備
- 従業員への周知 など

参考文献：「事務所通信2025年10月号」（TKC出版）

